

Q IFRSの数理計算上の差異に関する会計処理について概要を説明してください。また、実務にどのような影響が生じますか？

A 数理計算上の差異の認識方法には、回廊方式による遅延認識、その他の規則的な方式による遅延認識、その他の包括利益への即時認識の3つの方法があります。その他の規則的な方式による遅延認識は、回廊方式よりも早期に認識する方式である必要があります。



解説

IFRSでの数理計算上の差異の処理方法は以下の3種類が規定されています。

	内容
回廊方式 (IAS19.92)	前期末の数理計算上の差異残高の総額のうち、回廊(前期末における年金資産の10%と退職給付債務の10%のいずれか大きい額)を超える額について、平均残存勤務期間で除した金額以上を規則的に償却する。
期間償却方式 (IAS19.93)	回廊方式よりも早期に償却する結果となる限りにおいて、その他のいかなる規則的な償却方法も認められる。
一括償却方式 (IAS19.93A-D)	数理計算上の差異を発生都度、全額償却する。一括償却の方法としては、当期純利益の内訳として計上する方法の他に、その他包括利益として計上する方法も認められる。

数理計算上の差異の認識方法として、回廊方式を適用する場合、原則として確定給付制度の開始以降の各年度について数理計算上の差異を計算し直す必要があります。しかし、IFRS第1号 初度適用に免除規定が設けられており、全ての数理計算上の差異をIFRS移行日時点で認識し、将来に向かってのみ回廊方式を適用することが可能です。この免除規定を適用する場合には、IFRS移行日時点の未認識数理計算上の差異全額を利益剰余金に振り替える必要がありますので、資本を大きく毀損する可能性があります。

ただし、現在公表されているIFRSの公開草案では、遅延認識の廃止が提案されているため、実際の適用時には現行の処理が大きく変わる可能性もあります。

Q IFRSと日本基準の有給休暇引当金の会計処理の違い、実務に与える影響について教えてください。

A 有給休暇に関して日本基準では会計処理を規定していませんが、IFRSでは累積型有給休暇について将来に使用が見込まれる部分について引当金計上が求められます。会計処理に必要なデータ(有給休暇残高、消化率等)の収集が必要となります。



解説

IFRSでは、ある会計期間中に従業員が企業に勤務を提供したときは、企業は当該勤務の見返りに支払うと見込まれる短期従業員給付について、期末日までに既に支払った金額を控除した額を財政状態計算書に負債計上し、同額を包括利益計算書で費用として認識することと規定されています。

日本の労働基準法に基づく年次有給休暇は2年間の繰越が義務付けられているため、「累積型」の短期有給休暇に分類され、ほとんどの日本企業において有給休暇引当金の計上が必要になるものと思われます。

IFRS適用後は每期、要負債計上額を算定し、その差額を包括利益計算書で認識しますが、適用初年度は利益剰余金へのインパクトがある点に注意が必要です。

負債の計上額は、期末日における有給休暇の未使用部分のうち、将来使用が予想される部分に相当する金額となります。具体的には、期末日の有給休暇残高に、一人当たりの日給相当額と有給休暇の消化率を乗じて算定します。負債計上額の算定のためには、人事部等と連携をとって算定に必要な基礎データの収集が必要となり、計算の手間もかかります。

また、管理職と一般従業員、性別等の属性の違いにより、有給休暇の消化率が大きく異なることが予想されるため、負債計上額の算定に当たっては、見積りの精度を確保するために適切なグルーピングも必要となります。

実務への影響

- ・ 有給休暇残高の把握、消化率の計算等、人事部等の他部署との連携が必要となり、計算の手間も増加する。
- ・ 見積りの精度を高めるため、従業員の属性により適切なグルーピングが必要となる。

Q IFRSの有価証券の会計処理、実務に与える影響について説明してください。

A IFRSでは、有価証券を「公正価値で測定される金融資産」と「償却原価で測定される金融資産」のいずれかに分類します。その分類に従って、評価差額や減損損失、売却損益の計上区分が下記のように異なります。従って、まず保有する有価証券がいずれの分類に属するのかを決定し、「公正価値で測定される金融資産」について、評価差額を当期純利益に計上するか、その他包括利益に計上するかの検討が必要となります。
また、非上場株式についても毎期、公正価値による測定が求められるため、公正価値を算定するための情報を適宜入手する必要があります。



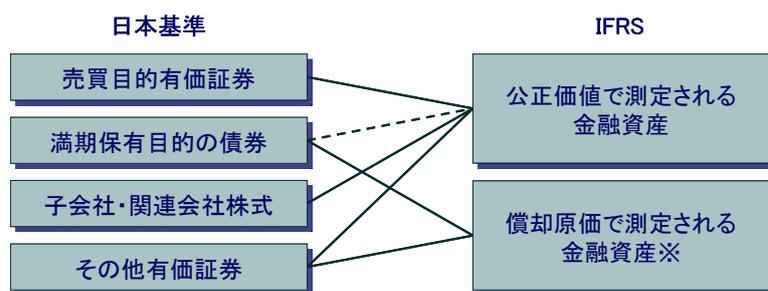
解説

1. 有価証券の分類

図のように有価証券は日本基準では4種類に分類されますが、IFRSでは2種類に分類されます。有価証券が、①ビジネスモデル要件(企業のビジネスモデルの目的が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することで

ある)、及び②キャッシュ・フロー要件(契約条件がある特定の日に元本及び利息からなるキャッシュ・フローを生み出すものであること)の両者を満たす場合には、その有価証券を「償却原価で測定される金融資産」に区分することができ、それ以外は「公正価値で測定される金融資産」に区分することとなります。

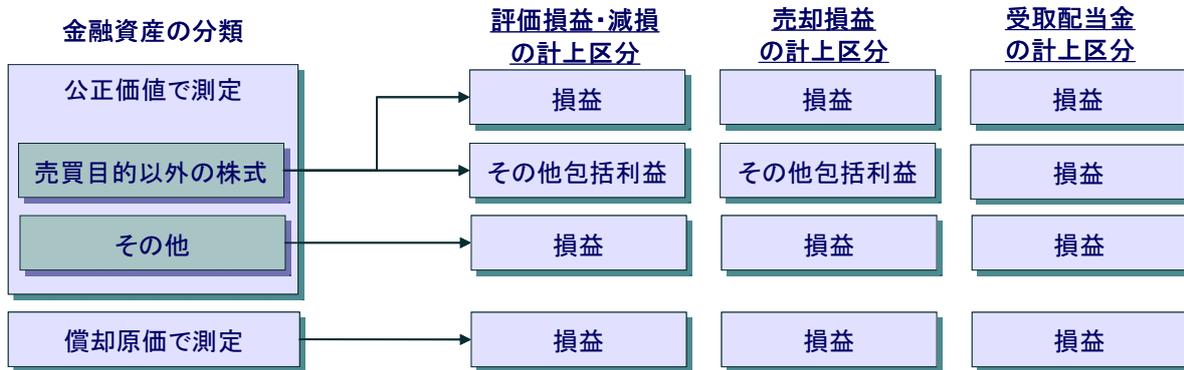
上記要件に照らせば、一般的に普通株式はビジネスモデル要件もキャッシュ・フロー要件も満たさないため公正価値で測定される金融資産に、債券はキャッシュ・フロー要件は満たすと考えられるため、ビジネス・モデル要件を満たすかどうかにより、公正価値で測定される金融資産か償却原価で測定される金融資産のどちらにも分類される可能性があります。



2. 有価証券の会計処理

有価証券に係る期末の評価差額や売却損益、受取配当金の計上区分は、その分類により図のように損益またはその他包括利益に計上されます。この計上区分は、個々の有価証券ごとに選択が可能です。一旦選択した後に変更することはできません。また、評価差額をその他包括利益に計上することを選択した場合、その有価証券の売却損益もその他包括利益に計上し、当期純利益に計上することはできません(ただし、資本項目の中で、利益剰余金に振り替えることは認められています)。

【金融資産の分類と会計処理】



有価証券の評価に関する日本基準とIFRSの違いをまとめると次の表のとおりです。

日本基準における分類	日本基準	IFRS
時価のある有価証券(上場株式)	一般的には、時価評価し評価差額は純資産の部に直接計上する。時価が著しく下落した場合には、評価損を損益計算書に計上する。また、売却損益も損益計算書に計上する。売買目的有価証券以外について、時価が著しく下落し回復の見込みがない場合には、減損処理を行う。著しい下落とは50%程度下落であると明記されている。	公正価値で測定される。そして、減損であるかどうかに関わらず、当初認識時に選択した利得・損失の計上区分に従って評価差額の会計処理を行う。
時価を把握することが極めて困難と認められる株式(非上場株式)	取得原価で評価する。ただし、実質価額が著しく低下したときは、減損処理を行う。この著しい低下とは50%程度の低下であると明記されている。	公正価値で測定される。そして、減損であるかどうかに関わらず、当初認識時に選択した利得・損失の計上区分に従って評価差額の会計処理を行うことになる。
時価を把握することが極めて困難と認められる債券	取得原価または償却原価で評価する。債権に対する貸倒見積高の算定方法(財務内容評価方、CF見積法)に準じて減損金額を算定し、損益計算書に計上する。なお、債券については、時価を把握することが極めて困難と認められる場合は限定的であるとしている。	一般的に、償却原価で測定されることが多いと考えられる。したがって、減損の客観的証拠がある場合には減損処理を行い、当該減損処理額を損益計算書に計上する。

なお、株式については上場か非上場かを問わず全て公正価値で評価しなければなりませんので、公正価値を算定できるように非上場株式に関する情報を適宜入手する必要があります。

実務への影響

- 公正価値で測定する金融資産について、評価差額を当期純利益に計上するか、その他包括利益に計上するかを決定
- 非上場株式の公正価値を算定する情報を入手する必要

Q 有価証券の減損の会計処理は日本基準とどのように違いますか？

A 構成価値で測定される金融資産の場合、日本基準では減損(評価損)は当期純利益に計上し、減損に該当しない評価差額は資本項目(純資産の部)に直接計上しますが、IFRSでは取得時に選択した計上区分(当期純利益またはその他包括利益)に従って会計処理を行います。
また、償却原価で測定する金融資産の場合、日本基準のような減損を認識する数値基準はなく、減損の客観的証拠がある場合に減損処理を行います。



解説

日本基準では、減損による評価差額は損益に計上し、減損に該当しない評価差額は純資産の部に直接計上しますので、減損に該当するか否かで会計処理に大きな違いが生じます。しかし上述したとおりIFRSでは、有価証券の区分に従ってその取得時に選択した評価差額等の計上区分に従って、期末の公正価値の変動額を当期純利益またはその他包括利益に計上しますので、減損に該当する公正価値の著しい下落の有無に関わらず会計処理は変わりません。

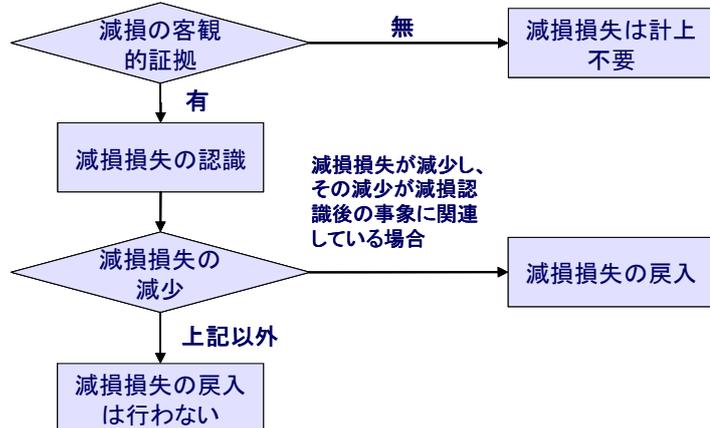
また、日本基準では減損の認識要件について数値基準も例示していますが、IFRSではそのような数値基準は用いず、減損の客観的な証拠が存在するか否かに依存します。

減損の認識フローは以下のとおりです。

【公正価値で測定する金融資産】



【償却原価で測定する金融資産】



Q 貸倒引当金の会計処理は日本基準とどのように違いますか？

A IFRSでは、貸倒引当金は金融資産の減損の一つとして規定されています。減損の客観的証拠がある場合に認識し、その測定に将来キャッシュ・フローの現在価値を用いる点で日本基準と異なります。



解説

日本基準では、売掛金等の債権の貸倒れと有価証券の減損を分けて規定していますが、IFRSでは金融資産の減損として一括して規定され、償却原価で測定される金融資産の減損が貸倒引当金に該当します。

両者の主な相違点は以下のとおりです。

	日本基準	IFRS
貸倒見積高の算定方法	債権を一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の3つに分類し、貸倒実績率法、財務内容評価法、キャッシュ・フロー見積法により貸倒見積高を算定する。	資産または資産グループについて減損の客観的証拠の有無を検討し、客観的証拠がある場合には減損損失の測定を行う。減損損失は帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値の差額となる。(ただし、短期の受取債権について、割引による影響に重要性がない場合、割引計算は行わない。)
債権のグルーピング	一般債権について、債権全体または同種・同類の債権ごとにグルーピングを行う。	個別検討を行わなかった個別には重要でない金融資産及び個別検討において減損の客観的証拠が存在しないと判断された金融資産について、信用リスク特性に基づいてグルーピングを行う。
貸倒実績率	一般債権は、グループごとの債権残高に当該グループにおける貸倒実績率を乗じて貸倒見積高を算定する。	貸倒実績率は、日本基準のように過去の貸倒実績率をそのまま用いることはできず、現在の状況を反映するように調整し、将来キャッシュ・フローを見積るために使用する。
財務内容評価法	貸倒懸念債権及び破産更生債権等について適用される。	財務内容評価法は認められないが、担保付金融資産の将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、担保権実行により生じ得るキャッシュ・フローを反映する。

日本基準では、債務者の財政状態等に応じて債権を3つの区分に分類し、区分に応じて貸倒見積高を算定しますが、IFRSでは減損の客観的証拠(財政状態の悪化、元本または利息の支払不能・遅延など)が存在しているかを検討し、その上で見積将来キャッシュ・フローを当該債権の当初の実行金利で割り引いた金額で評価します。従って、日本で行われている財務内容評価法は認められません。

実務への影響

- ・ 日本基準で一般債権に分類されていても個別に重要な資産は減損の客観的証拠の有無を検討
- ・ 貸倒実績率をそのまま使用することはできず、貸倒実績率に現在の状況を反映させる必要がある
- ・ 財務内容評価法は適用できず、将来キャッシュ・フローを見積り割引計算を行う必要

Q ヘッジ会計の会計処理は日本基準とどのように異なりますか？
また、為替予約の振当処理や金利スワップの特例処理は認められますか？

A ヘッジ会計の基本的な考え方に大きな違いはありません。ただし、主にデリバティブの定義、公正価値ヘッジの会計処理、キャッシュ・フロー・ヘッジにおける非有効部分の取扱い等に差異があります。
また、為替予約の振当処理や金利スワップの特例処理は認められていません。



解説

日本基準とIFRSの大きな差異として、公正価値ヘッジの会計処理、キャッシュ・フローヘッジにおける非有効部分の取扱い、さらに金利スワップ及び為替予約の特例処理が挙げられますが、それ以外の基本的な考え方は概ね差異はありません。

	日本基準	IFRS
デリバティブの定義	定義の中に差金決済要件が含まれている。	定義の中に差金決済要件が含まれていない。
公正価値ヘッジ（時価ヘッジ）の適用対象	ヘッジ対象の時価を貸借対照表価額とすることが認められているものに限定され、現時点ではその他有価証券のみである。	その他有価証券に限定されない。公正価値ヘッジの定義に該当するものは全て適用対象となる。
キャッシュ・フロー・ヘッジ（繰延ヘッジ）の非有効部分	ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても繰延処理ができる。	ヘッジ手段に係る利得または損失のうちの非有効部分は純損益に認識しなければならない。
ヘッジの有効性評価	ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時から継続して、相場またはキャッシュ・フロー変動の完全な相殺が想定される場合や金利スワップの特例処理を満たす場合には有効性の判定を省略することができる。	ヘッジ手段とヘッジ対象の主要な条件が同一であったとしても、ヘッジ有効性を無条件に想定することはできないため、有効性テストを省略することはできない。
為替予約の振当処理	当分の間、外貨建金銭債権債務等のヘッジについて振当処理（為替予約等で確定した円貨額で外貨建取引・金銭債権債務等を換算し、換算差額を期間配分する方法）が認められている。	振当処理に相当する会計処理は認められていない。

金利スワップの特例処理	一定の要件を満たす場合には、金利スワップを時価評価せず、金利スワップの受払純額等を当該資産・負債の利息に加減して処理することを認めている。	特例処理に相当する会計処理は認められていない。
-------------	---	-------------------------

この他に、IFRSでは実務レベルにおいてヘッジ関係の有効性評価や文書化について、日本基準と比較して厳格に規定されており、これらの省略は認められていない点に注意が必要です。